

## 稲敷市SDGs講師派遣事業実施要項

### (目的)

第1条 この要項は、人口減少、少子高齢化、環境保全等の多岐にわたる地域課題を解決するための糸口として、SDGsの視点が重要であることから、企業、団体等が主催するSDGsに関する学習会、講演会、ワークショップ等（以下「学習会等」という。）へ講師を派遣することにより、地域におけるSDGsの関心と理解を深め、もって持続可能な地域づくりに資することを目的とする。

### (派遣対象)

第2条 講師の派遣の対象となるものは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 企業等にあつては、市内に事業所を有すること。
- (2) 団体等にあつては、その構成員の過半数が市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であること。
- (3) 稲敷市暴力団排除条例（平成23年稲敷市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団でなく、かつ、その構成員に同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等を含まないこと。
- (4) その他市長が必要と認める要件を満たすこと。

2 講師の派遣の対象となる学習会等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) SDGsの視点により、地域貢献の取組につながるものであること。
- (2) 参加者の数がおおむね10人以上であること。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としたものでないこと。
- (4) その他市長が必要と認める要件を満たすこと。

### (講師)

第3条 派遣する講師は、市長が選定するものとする。

### (派遣回数)

第4条 講師の派遣は、対象となるものにつき、一の年度当たり1回を限度とする。ただし、目的を同じくする学習会等を複数回に分けて開催する場合であつて、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

### (申請)

第5条 講師の派遣を受けようとするものは、稲敷市SDGs講師派遣申請書（様式第1号）により、学習会等を開催しようとする日の2か月前までに、市

長に申請しなければならない。

(可否決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、講師派遣の可否を決定し、稲敷市SDGs講師派遣可否決定通知書(様式第2号)により、当該申請をしたものへ通知するものとする。

(実施報告)

第7条 講師の派遣を受けたものは、稲敷市SDGs講師派遣報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて、学習会等を開催してから7日以内に、市長に報告しなければならない。

(講師謝礼)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた後、講師に対して謝礼金を支払うものとする。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年5月23日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

稲敷市長

宛て

（申請者）所在地・住所  
法人・団体名  
代 表 者

稲敷市SDGs講師派遣申請書

稲敷市SDGs講師派遣事業実施要項第5条の規定により、次のとおり申請します。

派遣希望日時	年 月 日 時 分 ～
派遣場所	【住 所】
	【会場名】
学習会等について	【名 称】
	【参加予定者数】 名
	【目的・ねらい】
	【希望する内容】
連絡先	【TEL】
	【E-mail】
	【担当者氏名】

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

稲敷市長

稲敷市SDGs講師派遣可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたSDGs講師の派遣について、  
次のとおり決定しましたので、稲敷市SDGs講師派遣事業実施要項第6条の  
規定により通知します。

1. 学習会等の名称

2. 決 定 事 項      派遣可      ・      派遣不可

(1) 派遣可の場合

派遣講師	
派遣日時	年 月 日
	時 分 ~ 時 分
備 考	

(2) 派遣不可の場合

不可の理由	
-------	--

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

稲敷市長

宛て

（報告者）所在地・住所  
法人・団体名  
代 表 者

稲敷市SDGs講師派遣報告書

稲敷市SDGs講師派遣事業実施要項第7条の規定により、次のとおり報告します。

実施日時	年 月 日
	時 分 ～ 時 分
実施場所	【住 所】
	【会場名】
派遣講師	
学習会等について	【名 称】
	【参加者数】 人
	【演 題】
	【内 容】
感想等	

備考 学習会等の様子が分かる写真等を添付してください。